

○名寄地区衛生施設事務組合出納員等規則

〔平成16年4月1日
規則第2号〕

改正 平成18年3月27日 規則第2号 平成19年3月12日 規則第2号
平成30年2月1日 規則第2号

(設置及び職務)

第1条 会計管理者の事務を補助させるため、本組合に出納員、分任出納員及び会計員（以下「出納員等」という。）を置く。

2 出納員等の設置箇所及び取り扱う事務は、別表第1及び第2のとおりとする。

(他の規則の準用規定)

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、名寄市出納員等規則（平成18年名寄市規則第63号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替える。

附 則 (平成16年4月1日 規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月27日 規則第2号)

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日 規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月1日 規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第1条関係)

出納員及び会計員の設置箇所	取り扱う事務
会計室	会計事務全般の補助

別表第2 (第1条関係)

出納員の設置箇所	左欄の出納員の所属する分任出納員の設置箇所	取り扱う事務
総務課	総務係	当該所掌事務に係る歳入金の受領事務。 収入証紙の保管及び受払事務。 組合の所有に属する物品の出納及び保管の事務。 ただし出納員等の所管にかかる事務を除く。
炭化センター及び名寄地区広域最終処分場	施設係	当該所掌事務にかかる歳入金の受領及び保管事務。

